

平成30年大阪市条例第42号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の2の2第3項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第12条の7第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管

第32条第1項中第29号を第31号とし、第11号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1件につき147,000円

(12) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1件につき134,000円

第37条第1項中「又は第19条の3」を「、第19条の3（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）」、第19条の10第1項において読み替えて準用する第19条の4第1項又は第19条の10第2項において読み替えて準用する第19条の5第1項に改め、同条第2項中「第14条の6において」を「第14条の6において読み替えて」に、「第14条の3の2」を「第14条の3の2第1項若しくは第2項」に、「第19条の5第1項」を「第19条の5第1項（第17条の2第3項において準用する場合

を含む。）」に、「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。